

著作権 契約書



第12回：ワークショップと著作権

弁護士・ニューヨーク州弁護士
福井健策

質問：私は長年の努力の末、「健ちゃん
のブート・キャンプ」と名づけたワーク
ショップを開発しました。誰でもオーブ
ンで前向きな気持ちになれるエクササイズ
が中心のワークショップで、売りは最後

に全員で「大勝利だー!」と叫ぶところ
です。ところが、ワークショップの参加
者や他団体が、勝手に似たワークショッ
プを開催するようになって困っていま
す。(東京都・F. Kさん)

相談の何割かは、ご質問のように、「ワー
クショップの内容を真似された」という
ものです。法的には、どの程度の内容を
どの程度まで真似されたかによって結論
は変わってきます。
エクササイズが非常に独創的で、かつ
見せることを十分に意識したものでなら
ば、「舞踊(振付)の著作物」として守
られる余地はあります。しかし、身体を
ほぐすとか気持ちを開くことが主目的の
エクササイズの場合、この可能性はやや
低いでしょう。ストーリー的な筋立てや
台詞が決まっていれば、「脚本の著作物」
になるかもしれません。しかし、それは
ストーリーや台詞が真似されたときにほ
じめで問題になることです。
多くのケースでは、真似されるのは企
画のアイデアやノウハウであって、こ
れは著作物ではないのです(29号ほ
か)。ですから、ワークショップに限らず、
アイデアやノウハウを真似されても
法的にはクレームしづらいのです。
それでは、題名を真似されたらどうで
しょうか。題名は普通、著作物ではあり
ませんから、著作権はここで働かせま
せん。ただ、「健ちゃんブート・キャンプ」
という題名を商標登録していたり、登録

してはなくても題名がかなり著名だった
ら、商標権や「不正競争防止法」という
法律がものを言うことがあります。

しかしそれは、人々がそのワーク
ショップをあなたのワークショップだと
勘違いして受講しそうなケースであるこ
とが前提です。しかも、比較的ありふれ
た題名ならば最初からこうした主張は望
み薄です。

このように、一般的には、ワークショッ
プのアイデアやノウハウを真似された
という程度では法的には止められないの
が原則です。

2 自分は何に困っているの
か? 相手にどうして欲しい
のか?

ただ、ここで翻って、あなたは何に
困っていて、相手にどうして欲しいのか、
ということを考えてみてはどうでしょ
うか。①そもそも、企画内容にせよ名前前
にせよ、真似は一切止めてもらいたいと
思っているのか。②あるいは、非営利な
らばまあいいが、真似てお金もうけをさ
れては困ると思っているのか。③自分の

名前をちゃんと出してもらいたいと思っ
ているのか。④いい加減な内容に改変さ
れるのがガマンできなくて、真似するな
ら自分のやり方通りに正しく実施して欲
しいのか。⑤逆に、とんとん手直しして

すべきことは変わって来るのです。別に
相手に何も望んでいないならば、法的な
権利を考える必要もないからです。
仮に、上記の①から⑤などを求めたい
場合、相手をあなたのワークショップの



世間に広めて欲しい。ただ、相手にも同
じように改良版は公開して欲しいと思っ
ているのか。
法律はどれもそうですが、このように
「自分は何を達成したいのか」によって

「自分は何を達成したいのか」によって

参加者や主催・共催団体に絞るならば、
方法はあります。それは、最初からワー
クショップの参加者や団体との間で簡単
な契約書を交わすことです。こうした契
約書に、「本企画のアイデアやノウハ

ウを真似て、営利目的のイベントを開催
してはいけません」とか、「類似した名
称を業務に利用してはいけません」と
いった趣旨の約束を入れておけば、おそ
らく有効でしょう。その相手方は、約束
に拘束されます。

最近では、このようにワークショッ
プの参加者や主催・共催団体との間で簡単
な契約書を交わすケースも見られます。
あるいは、集団創作的に作品を創るワー
クショップで、できあがった作品をアー
ティスト側が別な場所で利用したい(た
とえば、自分の作品展で展示したい、H
Pに載せたい、ほかのワークショップで
使いたい)という場合にも、参加者との
間で契約書を交わすことがあります。

いずれにしても、契約書とは先ほど言
いたような自分の「要望」をよく考えて、
必要性を感じたときに交わすもので、な
んとなく交わすものではありません。ま
た、その内容もあまりに常識をはずれた
ものは避けるべきでしょう。特にご相談
のケースの場合、似たエクササイズの名
前をどこかで聞いたような気もするの
で、まずは自分の足元の心配をした方が
いいかも…。
(以上)